

障害者診断書・意見書の作成について

(聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害)

【障害固定とみなす要件】

○手術直後、入院直後等の急性増悪段階を終了しており、積極的治療終了後「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。

〈例外1〉喉頭摘出等の手術を行い、無喉頭となった場合
→欠損・摘出の事由が生じた時点で申請可能

〈例外2〉言語機能障害の場合、基本的には積極的治療終了後「6ヶ月」以上経過した安定した時期の申請だが、3ヶ月以上での申請も可能。
但し、6ヶ月未満での申請の場合、交付から1年後に再認定を付す。

【検査所見】

- 診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。
- 聴力障害を表す検査は、オーディオメータによる方法を主体とすること。
- 聴覚障害が新規申請で2級に該当する場合は、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その所見を添付すること。
- 「先天性異常の後遺症（口唇・口蓋裂等）によるそしゃく機能障害」の場合、
①「身体障害者診断書・意見書」、②「歯科医師による診断書・意見書」を提出すること。

【認定基準】

- 医師必携を参照してください。

【その他特記事項】

- 聴覚障害の場合、診断書「④参考となる経過・現症」欄になるべく初診日を記入してください。
- 「先天性異常の後遺症によるそしゃく機能障害」については、社会福祉審議会への諮問を要するため、交付可否決定までに時間を要します。